

福井県「デジタル地域通貨」導入業務に係る提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

1 提案書の内容

提案書は下記の内容について作成してください。

項番	項目	記載内容
1	体制に係る提案書	
1. 1	体制	<p>福井県「デジタル地域通貨」導入業務に係る体制について記述してください。</p> <p>社名および本社所在地等を記述してください。</p> <p>協力事業者（予定している再委託先、再々委託先）がある場合には、すべての協力事業者について記述してください。</p> <p>主要なプロジェクトメンバーの過去実績や資格等について記述してください。</p> <p>体制面における適格性や優位性を記述してください。</p> <p>【A4横 上限2枚】</p>
1. 2	導入スケジュール	<p>提案するシステム全体を令和5年10月31日までに運営体制を含め整備し、令和5年11月1日から本格稼働させるための導入スケジュールについて、県および参加団体などの作業も含めて記述してください。本格稼働を前倒し出来る場合は、その旨も提案してください。</p> <p>【A4横 1枚】</p>
1. 3	プロジェクト管理・推進方法	<p>導入する「デジタル地域通貨」は、県・市町共同利用とすることや、加盟店舗の募集・登録、利用者へのアナウンスなど、さまざまなステークホルダーが密接にかかわったプロジェクトとなります。</p> <p>このような特性を有するプロジェクトにおいて、円滑に推進するための手法や、提案者ならではの優位性・工夫等について記述してください。</p> <p>【A4横 上限2枚】</p>

2	サービス要件に係る提案書	
2. 1	要件対応表	別添1「要件対応表」のそれぞれの項目に対し、「対応可、代替案で対応可、対応不可」を選択してください。また、「代替案で対応可」としたものについて、代替案の内容を記述してください。 【別ファイル】
2. 2	デジタル地域通貨サービス概要	提案するデジタル地域通貨サービスのアピール事項を記述してください。 提案するデジタル地域通貨サービスの優位性、特徴、これまでの導入実績および評判などについて、記述してください。 【A4横 上限2枚】
2. 3	利用者（加盟店含む）	提案するデジタル地域通貨サービスの UI/UX のアピール事項について、記述してください。 特に、利用者に配慮している項目（使いやすい工夫、使いたくなる工夫など）・加盟店に配慮している項目（管理ツールの操作性など）や特徴などについて、記述してください。 【A4横 上限5枚、または動画ファイルでも可】
2. 4	運営事務局	運営事務局を運用する上でのアピール事項について、記述してください。 特に、これまで運営してきた実績からの知見や、今回の体制に関する優位性などについて、記述してください。 ※運営事務局の業務は、要件仕様書2. 4から2. 9、および3に予定する事業を円滑に運営することになります。 【A4横 上限2枚】
2. 5	追加提案事項	提案者が契約先となった場合、デジタル地域通貨サービスを活用した地域課題解決に向けて、本県または県内市町と一緒に取組みたい事業の提案があれば、記述してください。 【A4横 上限3枚、提案上限3個】
2. 6	その他アピール事項	提案するデジタル地域通貨サービスについて、追加費用なく要件仕様書記載以外の機能等で提供できるもの、あるいは提案者と一緒に取り組むことにより

		<p>本県が得られるメリットやその他アピールすべき事項があれば、記述してください。</p> <p>【A4横 上限2枚】</p>
--	--	--

3	費用に係る提案書	
3. 1	令和5年度見積書	<p>プロポーザル要件仕様書に基づいた提案に係る費用について、内訳を記載した見積書を提出してください。</p> <p>【様式任意 別ファイル】</p>
3. 2	令和6年度見積書	<p>令和6年度以降も本事業を継続した場合の令和6年度費用の見積書も合わせて提出してください。</p> <p>この場合、活用予定事業は「令和5年度活用予定事業」を1年間継続したと仮定してください。</p> <p>【様式任意 別ファイル】</p>

2 提案書の書式

- (1) 提案書は、以下の書式に基づき作成するものとします。
提案書は、「1 提案書の内容」に基づき作成し、項番および項目が分かるように作成してください。
- (2) 提案書は、原則としてA4版横、横書きとし、簡潔に記述し、文字のポイントは11ポイント以上としてください。
- (3) 提案書は、「2. 1 要件対応表」、「2. 3 利用者」の動画ファイル（ある場合）、「3 費用に係る提案書」は別ファイルとし、それ以外のものについては「1 提案書の内容」の項番順になるよう編纂し、1つのPDFファイルとして作成してください。

3 提案書の提出

提案書は、提案書募集要項に示す内容に従って提出してください。

4 その他

- (1) 提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案書の取り扱い
 - ア 提出された提案書は、福井県「デジタル地域通貨」導入業務に係る審査を行う目的以外に提出者に無断で使用しません。
 - イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「福井県情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
 - ウ 提出された提案書は、提案書の評価を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。
 - エ 提案書の提出後、本県の判断により補足資料の提出を求める場合があります。
 - オ 提案書に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
 - カ 提出された提案書は返却しません。
 - キ 提出された後の提案書の変更、差し替えおよび再提出は認めません。
- (3) その他
 - ア 提案書の提出は、1提案者につき1案のみとします。
 - イ 提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととします。
 - ウ 提案書の著作権は、提案者に帰属します。